

**酒田市文化芸術基本条例（案）・酒田市文化芸術推進計画（案）に対する  
市民意見（パブリックコメント）の内容及び市の考え方について**

「酒田市文化芸術基本条例（案）」ならびに「酒田市文化芸術推進計画（案）」  
に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見に対す  
る市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、原文を一部要約し、また分割して掲載させていただいておりま  
すので、ご了承ください。

平成 30 年 2 月

酒田市教育委員会社会教育文化課

電 話 0 2 3 4 - 2 4 - 2 9 8 2

F A X 0 2 3 4 - 2 3 - 2 2 5 7

電子メール [art@city.sakata.lg.jp](mailto:art@city.sakata.lg.jp)

**酒田市文化芸術基本条例（案）・酒田市文化芸術推進計画（案）  
に関する意見募集の実施結果**

**1 概要**

(1) 募集期間 平成30年1月11日（木）から平成30年2月1日（木）まで

(2) 意見提出者 5名（4名、メール1名）、意見総数38件

※ 氏名等の個人情報については、省略しています。

(3) 意見への対応

(1) 市条例（案）について提出されたもの	6件
(2) 市条例の文言の修正に関するもの	4件
(3) 市計画（案）について提出されたもの	17件
(4) 市計画（案）の文言の修正に関するもの	7件
(5) 条例及び計画に共通するもの	1件
(6) その他	3件

**2 提出された意見**

**(1) 市条例（案）について提出された意見**

1	
意見の概要	本市の考え方
<p>条例5条、6条、8条に関して、市民に求めることは努力目標なのか、行動目標なのか。</p>	<p>文化芸術の施策の推進にあたって、市民等が主体的な役割を果たすことを規定しています。あくまでも自らの意思で文化芸術活動を行ってもらうものであり、強制しているものではありません。市民等や文化芸術団体自らが文化芸術の担い手として、自主的・主体的に文化芸術活動を行うとともに様々な文化芸術活動を理解し、尊重するとともに、各分野相互に交流を深めるよう努める役割としています。</p>
2	
意見の概要	本市の考え方
<p>○審議会について ・条例第20条、委員の人選は教育委員会が行うことになっているが、どのような手順でどのような立場の方を選出するのかも示されることが望ましい。 形式的なアリバイ作りといわれないためにも、計画立案や施策遂行に関わっている</p>	<p>条例第20条第3項において委員の選出について規定します。また、審議会の詳細については、規則で規定します。 人選については、第3者機関としての役割を担うことから文化芸術団体を代表する方以外では、学識経験者や学校教育関係の方、事業者を代表する方等を規定しています。</p>

<p>方、文化芸術活動に関わっている方以外の方や外部の方の意見や評価が取り入れられる組織であることが担保されることが必要。</p>	
3	
<p style="text-align: center;"><b>意見の概要</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>本市の考え方</b></p>
<p>○審議会について</p> <p>どうして審議会は教育委員会だけの諮問に応じて審議し、教育委員会だけが審議会委員を委嘱し任命し、教育委員会だけが必要な事項を定めるのですか。</p>	<p>ご指摘のとおり、今回の条例及び計画では、従来の狭い範囲での文化芸術の範囲にとどまらず、他の関係分野とも広く連携していくことを規定しており、教育委員会だけの問題に収まりません。しかしながら、文化芸術に関する施策を所管するのは教育委員会であり、教育委員会が中心となって市全体の文化芸術に関する施策を推進していくこととなります。なお、計画の推進については</p> <p>推進プロジェクト会議を設置し、市長部局と連携して行うこととしています。</p>
4	
<p style="text-align: center;"><b>意見の概要</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>本市の考え方</b></p>
<p>○条例全般について</p> <p>・庁内連携組織の設置、市民との協働事業実施に係る市民会議の設置、アートコーディネーターの設置の項目が条例に必要ではないか。</p>	<p>このたびの条例は、酒田市における文化芸術に関する施策の基本となる事項を定め、推進計画によって総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。したがって、条例の基本理念等を踏まえて、推進計画においてより詳細な20項目の基本的施策を定めているものです。なお、庁内連携組織の設置は、第18条の「その他の分野における施策との連携の促進等」、市民との協働事業実施に係る市民会議の設置は、第3条「基本理念」の第3項、アートコーディネーターの設置については、第13条「人材の育成等の充実」を踏まえた施策となっています。</p>
5	
<p style="text-align: center;"><b>意見の概要</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>本市の考え方</b></p>
<p>第1条「市民等」と「役割等」とは何を意味するのか。</p>	<p>条例第2条に「市民等」は酒田市内に居住する者、市内に勤務している者、又は市内の学校に通学している者、市内で文化芸術活動を行う者と定義しています。「役割等」については、第5条「市民等の役割」か</p>

	ら第8条の「事業者の役割」までを示しています。
6	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
基本理念「人々の生まれながらの権利であることに鑑み」は必要か。	すべての人々が生まれながら文化芸術を創造、享受する権利、いわゆる文化権があります。文化芸術に関する施策は、文化権を保障し、支援するものであることから、文化芸術基本法第2条の基本理念同様にこの文言は必要と考えます。

## (2) 市条例(案)の文言の修正に関する意見

1	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
条例第1条「これ」の示す部分が前段か後段か不明。	「文化芸術に関する施策」に修正します。
2	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
敬体と常体が混在しているが問題ないか。	条文の文言については、庁内の審査委員会でチェックを受けます。
3	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
基本理念「市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれその果たすべき役割」の「その」は必要か。	ご指摘いただいた文言については、庁内の審査委員会で審査を受けて整理いたします。
4	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
学校の役割「文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育を通じて、」は、「文化芸術」が重複しているのではないか。	ご指摘いただいた文言については、庁内の審査委員会で審査を受けて整理いたします。

### (3) 市計画(案)について提出された意見

1		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	<p>松山地区に居住していますが、市街地に比して、文化、芸術、学習の場が極端に少ないということです。運転しない者にとっては、酒田市街地での催事に参加するには、交通費がかかります。夜の催事なら宿泊も必要になってきます。市の後援を得て、小ホールでも可能な催事を旧3町でも取り組めるよう情報提供をお願いします。</p>	<p>このたびの計画の中では、「誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備」及び「地域のコミュニティとの施策連携による文化的環境づくり」を基本的施策に入れ、より多くの市民が文化芸術活動に参加できる機会の充実に努めてまいります。</p>
2		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	<p>「地域資源」「文化資源」言葉の定義を明確にし、「例」などを列挙した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>本文の中では、用語解説も入れて、わかりやすいようにしてまいります。</p>
3		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	<p>『酒田市文化芸術推進計画(仮称)』2.文化芸術の現状と課題(3)酒田市における文化芸術の課題があります。何を根拠にして6つの課題を明記したのですか。</p>	<p>7月に実施いたしましたアンケート結果より、策定検討委員において、より多くの市民が文化権を享受できるような環境づくりに重点をおき、6項目の課題といたしました。</p>
4		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	<p>文化芸術推進計画(仮称)策定に伴うアンケート調査を行ったようですが、このアンケート調査の仕様、集計、分析、報告を公表していますか。公表は、「協働と共創」を考慮した場合、重要なことだと思います。</p>	<p>アンケートにつきましては、推進計画と一緒に公表していく予定で準備を進めております。</p> <p>ご指摘いただきました「協働と共創」につきましては、本市といたしましても重要なものと考えており、文化芸術推進計画策定検討委員会の委員として、文化団体等の代表の方よりご協力いただいたほか、公募枠を設け2名の市民の方からもご協力いただいたところです。</p>

5		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
<p>「酒田市芸術文化振興計画(仮称)」策定に伴うアンケートの内容、仕様、集計、分析された報告書、ならびに文化施設・文化団体等にヒアリングの内容、議事録を明記した報告書を公表していますか。公表は、「協働と共創」を考慮した場合、重要なことだと思います。</p>		<p>アンケートにつきましては、推進計画と一緒に公表していく予定で準備を進めております。</p> <p>ヒアリングの議事録については、様々な分野の方々からご協力いただいていることから、プライバシーに関わる内容も含まれているため、公表をせず、本計画策定の参考にさせていただいております。ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>ご指摘いただきました「協働と共創」につきましては、本市といたしましても重要なものと考えており、文化芸術推進計画策定検討委員会の委員として、文化団体等の代表の方よりご協力いただいたほか、公募枠を設け 2 名の市民の方からもご協力いただいたところです。</p>
6		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
<p>計画策定にあたり行ったヒアリングについて、趣旨や質問項目を明記した案内、それに対する礼状、議事録の確認がなかったのはなぜですか。公表は、「協働と共創」を考慮した場合、重要なことだと思います。</p>		<p>ヒアリングに際しては、事前に対象の方々に参加されている会議の中で、質問内容等の説明をさせていただいたところがございます。文書によるご案内がなかったことにつきましては、お詫び申し上げます。</p> <p>ヒアリングの議事録については、様々な分野の方々からご協力いただいていることから、プライバシーに関わる内容も含まれているため、公表をせず、本計画策定の参考にさせていただいております。ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、御礼状につきましては、10月6日付けで貴団体宛に送付させていただいております。</p> <p>「協働と共創」につきましては、本市としても重要なものと考えており、市民の代表である検討委員の皆さまよりアンケート及びヒアリング結果について、ご意見をいただいております。</p>
7		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
<p>検討委員会の議事録を公表しないのはなぜですか。公表は、「協働と共創」を考慮</p>		<p>検討委員会の議事録につきましては、推進計画と一緒に公表していく予定で準備を進めております。</p>

	<p>した場合、重要なことだと思います。</p>	<p>「協働と共創」につきましては、本市としても重要なことと考えており、推進計画の策定にあたっては、市民の代表である検討委員の皆さまよりご意見をいただいております。</p>
8		
	<p><b>意見の概要</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>
	<p>「社会包摂」ということばがありますが、用語解説はいりませんか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、用語説明を入れるなど、わかりやすい表記に努めてまいります。</p>
9		
	<p><b>意見の概要</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>
	<p>基本的施策 13. 文化財等の地域資源の活用の「文化財」は何を意味しますか。</p>	<p>酒田市の有形・無形文化財並びに地域に受け継がれてきた民俗芸能等を意味しています。</p>
10		
	<p><b>意見の概要</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>
	<p>平成30年1月1日号酒田市広報に酒田市長の挨拶に「平成30年度より策定予定の、文化芸術基本条例および文化芸術推進計画に基づき、文化芸術による豊かなまち、ひとづくりを推し進めます」とあります。平成30年度から平成39年度までの10年間のスケジュールはないのですか。審議会に諮問する目標値はあるのですか。</p>	<p>計画には、基本目標ごとに、5年間のそれぞれの評価指標を設定し、評価及び検証を行っていきます。</p>
11		
	<p><b>意見の概要</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>
	<p>計画の期間が10年間なのはなぜですか。2020年東京オリンピック競技大会に向けた文化プログラム実施後、条例並びに計画のブラッシュアップはしないのですか。</p>	<p>文化芸術に関する施策の推進にあたっては、長期的な視点のもとに、ひとづくりを推し進め、まちづくりとしての成果を目指すことが重要であると考えていることから、計画については、期間を10年といたしました。ただし、毎年、酒田市文化推進審議会に諮り、評価及び検証を行いながら、事業の変更、廃止、追加等を随時行っています。</p> <p>条例につきましては、期限を定めた見直しは予定しておりません。法律の改正等の、国の動向や社会情勢</p>

		の変化等、注視しながら判断してまいります。
12		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	<p>希望ホールに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点として機能させることはとても重要だと思えます。</p>	<p>平成 24 年に制定された『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』において「劇場・音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」とされています。</p> <p>酒田市においても、酒田市民会館「希望ホール」は、重要な文化拠点として位置づけしており、本計画の基本的施策においても「文化芸術活動を行う環境の整備」、「誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備」「文化施設の活用」を挙げ、酒田市民会館「希望ホール」の有効活用を図っていく所存です。</p> <p>このたびの条例ならびに計画に基づき、劇場としての機能を一層高め、市民の皆さまが希望を持って生き生きと文化芸術活動に励まれるよう努めてまいります。</p>
13		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	<p>子どもの文化芸術に触れる機会の充実、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取り組みを行うことはとても大事なことだと思えます。</p> <p>例) 鑑賞教室、アウトリーチなど</p>	<p>このたびの計画の策定にあたり、アンケートを実施した結果、「子どもたちの文化芸術に触れる機会の充実」が課題として挙げられました。</p> <p>このことから、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、「次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）」を重点的視点とし、「誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備」「学校教育における文化芸術活動の充実」「将来の文化芸術の担い手の育成」を基本的施策に挙げております。</p> <p>また、計画の中で、市民文化政策の評価の指標に「子どもたちの文化芸術に触れる機会に対する満足度」を入れ、目標値を設定し、鑑賞機会の充実やアーティストによるアウトリーチを行うなど、継続的に取り組んでいきます。</p>



14	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
文化芸術活動を支える後継者の育成は大変重要だと考えます。	文化芸術活動を支える後継者の育成は、少子高齢化、価値観の多様化などを背景に、重要性が高まっているものと考えております。 計画においても基本的施策の中で「将来の担い手育成」「文化芸術活動を支える人材の育成」を挙げ、取り組みを行ってまいります。
15	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供することは、とても重要なことだと思います。 そのためにも、事業を実施することが出来る専門的人材の養成は重要だと思います。	価値観が多様化する中で、市民の公演に対する要望も多岐にわたることから、専門性を有した人材の確保が重要と考えております。 計画においても「文化芸術活動を支える人材の育成」を基本的施策に挙げ、アートマネジメント研修を行うなど、取り組みを行ってまいります。
16	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
地域のために何が出来るかを常に問い続けることが大事であり、芸術的な視点と地域に向き合う視点、会館の社会的意義と支持の拡大も重要なことだと思います。	ご指摘のとおり、文化芸術の推進をとおり、地域のために何が出来るのかを考えていくことは大変重要であると考えております。 計画においては、「文化芸術による社会の課題解決（健康、福祉、子育て、教育問題等）」を重点的視点とし、施策を推進していきます。文化芸術が、社会的役割を担い、社会貢献するために、戦略的に企画立案し、積極的な取り組みを行ってまいります。
17	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
年齢や障がいの有無等に関わらず、利用者等の社会参加の機会を拡充する取り組みが重要だと思います。そのために、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携し協力していくことが重要だと思います。	平成27年5月22日に閣議決定されました第4次基本方針において、「文化芸術は、子ども・若者・高齢者・障がい者・在留外国人等、すべての市民に社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」とされています。 本市においても、社会包摂の視点は重要視しておりますので、福祉機関、教育機関、医療機関等とも連携

	し、社会参加の機会の充実に努めてまいります。
--	------------------------

**(4) 市計画(案)の文言に関する意見**

1		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	2. 文化芸術の現状と課題 (2) ①地域資源、土門拳記念館、本間美術館の表記について、「土門拳記念館・本間美術館」とすべきではないですか。	ご指摘いただきました内容を踏まえ、検討させていただきます。
2		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	2. 文化芸術の現状と課題 (2) 美術館や・・・の表記について、「酒田市美術館」とすべきではないですか。	計画の本文においては、分かりやすい表記にしております。
3		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	文章中に「あたって」と「当たって」が混在しています。問題ありませんか。	ご指摘いただきました内容を踏まえ、語句の使用について、検討させていただきます。
4		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	文章中に「取組」と「取り組み」が混在しています。問題ありませんか。	ご指摘いただきました内容を踏まえ、語句の使用について、検討させていただきます。
5		
	<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
	文章中に「等」と「など」が混在しています。問題ありませんか。	ご指摘いただきました内容を踏まえ、語句の使用について、検討させていただきます。

6	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
文章中に「市民等」と「市民」があります。違いは何ですか。	「市民」とは、酒田市内に住所を有する個人であり、「市民等」については、市民及び市内に通勤、通学等を行う個人、市内で文化芸術活動を行う個人及び法人その他の団体を含んでいます。
7	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
4. 計画の方向性（1）基本計画と基本的施策②基本的施策 2. 文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備の本文に「高齢者、障がい者、若者、子ども等すべての市民等が」とありますが、重複した二重表現にはなりませんか。	より分かりやすさを重視し、具体的に示したところでございます。ご指摘いただきました内容を踏まえ、語句の使用については検討させていただきます。

#### (5) 条例及び計画に共通する意見

1	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
『酒田市文化芸術基本条例（仮称）』ならびに『酒田市文化芸術推進計画（仮称）』には「策定にいたるための経過」が記載・公表されていません。なぜですか。	経過については、条例及び計画と一緒に公表する予定でございます。

#### (6) その他

1	
<b>意見の概要</b>	<b>本市の考え方</b>
平成 30 年 1 月 12 日、総合文化センターにおいて、『条例及び計画が目指すもの』をテーマに、日本文化政策学会顧問・中川幾郎氏による研修会が行われました。中川幾郎氏は、『酒田市文化芸術基本条例（仮称）』ならびに『酒田市文化芸術推進計画（仮称）』の策定において、どの	中川幾郎先生は、本計画策定のためのアドバイザーであり、指導及び監修もお願いしております。

<p>ような立場ですか。監修ですか。指導ですか。それともこのたびの研修講師ですか。</p>	
<p>2</p>	
<p><b>意見の概要</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>
<p>重点的視点に、「文化芸術による社会の課題解決（健康、福祉、子育て、教育問題等）」「時代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）」を掲げています。酒田市の文化芸術を再認識する大きなチャンスであったと思われます。中学生、高校生、大学生を対象にしたワークショップを開催して、酒田らしさを再認識する機会をつくるのが、文化芸術推進計画を策定の役割だったと思われます。なぜ、ワークショップを開催しなかったのですか。開催したのであれば報告書を公表していただけますか。</p>	<p>ご指摘のとおり、酒田市の文化芸術を再認識していただくためのワークショップ等の開催は不可欠だと考えます。</p> <p>今年度は、希望ホール自主事業の一環として文化芸術によるまちづくりを考えるため、5名の酒田市出身アーティストの方々と酒田市長の座談会を、一般の市民の方々を対象に開催いたしました。</p> <p>また、計画を策定するにあたり実施したアンケートでは、対象を16歳以上とし、文化芸術に対する現状認識及び要望の把握を行ったところでございます。</p> <p>推進計画策定後においても、文化芸術によるまちづくりに対してご理解いただけるよう、シンポジウムやワークショップ等の開催を検討してまいります。</p>
<p>3</p>	
<p><b>意見の概要</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>
<p>「第2章2節に挙げた」とありますが、それはどこですか。「章、節」仕立ての計画ではないと思います。</p>	<p>このたびの概要版については、わかりにくい表現があり、お詫び申し上げます。本計画は、章立ての構成となっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>